

米子市掲示第42号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和2年10月12日

米子市長 伊 木 隆 司

1 業務の概要

(1) 業務名

米子市本庁舎電話交換機等設備更新業務

(2) 業務内容

本庁舎電話交換機（PBX）及び周辺機器一式の更新、既存構内交換機設備撤去及び導入後の保守に関すること。

(3) 業務の履行期間

ア 構築期間：契約締結日から令和3年4月30日（金）まで

イ 賃貸借期間：運用開始日から7年間

(4) 契約の上限額

58,122,876円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(3) 本業務について、米子市の令和元年度・2年度米子市建設工事入札参加資格者名簿（登録区分：電気通信工事）に登録されていること。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 本プロポーザルへの参加の申込み時点において米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 市税、消費税及び地方消費税等税の滞納がないこと。

(7) 公告の日から起算して過去15年以内において、本業務と同種・同規模以上の業務を誠実に履行した実績を有すること。

(8) 本業務について、建設業法（昭和24年法律第100号）の電気通信工事に係る主任技術者又は監理技術者となる資格を有する者を配置できること。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(10) 鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有し、業務場所へ概ね1時間以内に到着できる体制を確保できること。

3 第1次審査

参加申込者が5者を超えた場合には、提出された事前書類審査を行い、5者を選出する。ただし、参加申込者が5者を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

4 第2次審査（技術提案書等の評価）

第2次審査の参加者として選出された者は、技術提案書及びプレゼンテーションによる第

2次審査を行う。

5 最優秀案の選定

第2次審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定されたもののうち、最高点を得たものを最優秀案として選定する。

なお、第2次審査の結果によっては、優秀案及び最優秀案を選定しない場合がある。

6 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎内

米子市総務部総務管財課

電話番号 0859-23-5331

電子メールアドレス somu@city.yonago.lg.jp

(2) 米子市本庁舎電話交換機等設備更新業務プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）の交付

募集要領は、米子市ホームページ（<http://www.city.yonago.lg.jp/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

令和2年10月12日（月）から同月19日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、募集要領に基づき参加申込書等を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、令和2年10月19日（月）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)アに同じ。

(4) 技術提案書の提出

ア 提出方法

募集要領に基づき技術提案書等を作成し、これを持参又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、令和2年11月4日（水）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和2年11月4日（水）午後5時

7 契約の締結

5により最優秀案として選定された提案の提出者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、5により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

8 その他

本プロポーザルの執行に関し、この掲示に記載のないものは、別途交付する募集要領によるものとする。